

書評

長谷亮介著『朝鮮人「徴用工」問題 史料を読み解く』

李宇衍（落星台経済研究所研究委員）

1939年から開始された朝鮮人の日本への戦時労働動員に関連して、現在に至るまで多数説として「強制動員論」が主張されている。この論によれば、日本への動員は強制連行であり、極端に言えば奴隷狩りに相当し、日本での労働は強制労働、さらには奴隷労働であったとされる。これに対して、少壮派の学者である長谷亮介博士が反論を展開する書籍を刊行した。

この本は2部構成であり、第1部は「朝鮮人戦時労働者『強制連行』『強制労働』説への反論」として、第1章「朝鮮人『強制連行』説への反論」および第2章「朝鮮人『強制労働』説への反論」から成る。第2部は「一次史料から見た朝鮮人労働者の実態」として、第3章「『特高月報』が記す朝鮮人労働者の実態」から始まり、事例研究として以下の3章、第4章「新史料発見・日曹天塩炭鉱の朝鮮人労働者の実態」、第5章「佐渡金山は朝鮮人強制連行・強制労働の現場ではない」、第6章「歪曲された三井三池炭鉱の真実」において、それぞれ日曹天塩炭鉱、佐渡金山、三井三池炭鉱を扱う。以下では、各章の主要内容を紹介し、評者の見解を付記する。

第1章「朝鮮人『強制連行』説への反論」では、「強制連行」説に対する批判が展開される。この説の創始者といえる朴慶植は、1965年の著作『朝鮮人強制連行の記録』において直接的かつ暴力的な連行を強調したが、その後、精神的圧迫、欺瞞、あるいは甘言による「広義の強制連行」説が提示された。しかし、これらの主張も史料によって裏付けられておらず、むしろそれに反する証拠が存在する。具体的には、1939年以降に開始された「募集」に多くの朝鮮人が応募した事実、また1939年から1945年の間に労務動員によって日本に渡った朝鮮人が約60万人であるのに対し、同期間にその3倍の約180万人が自由渡航した事実が指摘される。

評者は、これらの事実が「強制連行」説と矛盾するという著者の指摘に同意する。特に、自由渡航者180万人は驚異的な数値であり、植民地時代を通じて満州に移住した朝鮮人の数に匹敵する。しかし、彼らの実態は依然として不明である。彼らが日本にどの程度の期間滞在し、どのような仕事を担い、労務動員された朝鮮人戦時労働者とどのような関係にあったのか、また自由渡航者の労働市場が戦時労働者にどのような影響を及ぼしたのかは、未解明のままである。

評者は、労務動員の方式として「募集」、「官斡旋」、「徴用」が挙げられる中で、「官斡旋」の実態が未だ十分に解明されていないと考える。著者は、日本本国、現地企業、朝鮮総督府の連絡体制の観点からその方式を説明したが、動員現場における企業（派遣された労務担当者）、官憲（面事務所職員や駐在所・警察署の警察官）、および朝鮮人の直接的接触関係の実態については不明な点が多い。

評者は、「官斡旋」とは面事務所職員および警察が朝鮮人を募集する動員方式であった

と推測する。したがって、農村部の面事務所職員や警察—その大半が朝鮮人であった—が職務を遂行する際の態度次第で、「官斡旋」は「募集」に近い形態となる場合もあれば、「徴用」に近い場合もあったと考えられる。「官斡旋」の実態を解明するには、まず1942年2月から1944年9月までの「官斡旋」時期における動員に関する記述的資料を収集し、著者が行ったように検証作業を行う必要がある、と評者は考える。

第2章「朝鮮人『強制労働』説への反論」では、「強制労働」説および「奴隷労働」説に対する批判が提示される。まず、朝鮮人の賃金がほとんど支給されなかった、あるいは日本人に比して著しく少なかったとする賃金差別論が史料に基づいて反駁され、朝鮮人が故意に危険な作業に配置されたとする主張に対しては、朝鮮人と日本人がチームを組んで作業していた証拠が示される。さらに、朝鮮人を優遇する職場内施設が整備されていた事実が指摘され、契約期間の延長が強要されたとする主張に対しては、契約期間を延長せずに帰国した朝鮮人が存在した証拠が提示される。

朝鮮人のための施設に関しては、彼らの大半が血気盛んな20～30代であったことを考慮し、「性問題」の解決策として「特殊慰安施設」が配慮されていた点を評者は補足したい。企業が朝鮮人女性を抱える業者と協力関係を構築するのが典型的な方式であった。また、企業が朝鮮人の「家族招待」を奨励していた事実は重要であるが、本書ではその記述が欠如している。家族と共に生活する朝鮮人は単身労働者に比べて勤勉であり、勤儉節約の傾向が強く、逃亡の可能性が著しく低い。そのため、日本企業が家族生活を奨励した事実は、「強制労働」説では説明し難い重要な現象である。

第3章「『特高月報』が記す朝鮮人労働者の実態」では、『特高月報』全体を対象に朝鮮人の争議とその解決過程が分析される。これまでの朝鮮人戦時労働者研究において、本資料は個別企業の事例研究で当該事業場の争議を紹介する際に利用されてきたが、『特高月報』全体に現れる朝鮮人争議を包括的に分析した先行研究は存在しない。著者はこの分析を通じて、朝鮮人の争議が「強制連行」「強制労働」説から推測されるような警察による暴力的な鎮圧ではなく、企業側の譲歩や警察の平和的説得によって争議が解決され、少数が警察に連行されることで終結したと結論づける。その後の企業資料を通じた譲歩や説得の実態検証を課題として提起した点は、興味深く重要な主張である。

第4章「新史料発見・日曹天塩炭鉱の朝鮮人労働者の実態」では、タイトルが示す通り、日曹天塩炭鉱に関する新史料が発掘され、分析された。「稼働成績並賃金収支明細表」は1944年5月から1945年6月までの記録であり、著者は1944年10月に就労を開始し翌年6月まで9か月間労働した朝鮮人徴用労働者63人の賃金が平均166%上昇したことを明らかにした。このような時系列を備えた資料が初めて提示され、この期間に賃金が急上昇した事実が初めて報告されたと著者は述べる。ただし、この時期は戦後末期の深刻なインフレ期であり、名目賃金の上昇が著者の主張する作業能率の向上に起因するのか、実質賃金が増えたのか、あるいは上昇した場合どの程度であったのかは疑問が残る。それでも、インフレによる実質賃金上昇がなかったとしても、この発見は重要である。朝鮮人戦時労働者に支払われた賃金がインフレを反映していたならば、彼らの労働を「強制労働」や「奴隷労働」と規定することはできないからである。「強制労働」や「奴隷労働」であれば、賃金を引き上げる必要はなかったはずである。

また、著者は同史料に基づき、朝鮮人に賞与が支給され、その額が稼働日数と作業能

率を反映していたと主張する。この資料からは、家族1人当たり5円の家族手当、徴用による損失を補填する補給金、賃金支給前に控除される愛国貯金、任意貯金、朝鮮への送金の内訳も確認できる。新たに報告された事実として、賃金が低い場合に愛国貯金や任意貯金が免除されたこと、送金が毎月継続的ではなく不定期に一定額を送る方式であったこと、送金額に個人差が大きかったことが挙げられる。

さらに、著者が新たに発掘した「労務日誌」を通じて、日本人と朝鮮人の欠勤理由が比較され、「強制労働」説が批判される。朝鮮人は日本人と異なり、「腹痛」や「疲労」といった理解し難い理由で休む者が多かったが、出勤率が日本人より高かったのは、彼らの労働が強制労働であったからではなく、日本人の病気による欠勤や他所での作業のための外出が多かったためであるとされる。

第5章「佐渡金山は朝鮮人強制連行・強制労働の現場ではない」では、佐渡金山が戦時中の労務動員の現場であったが、国際労働機関（ILO）の強制労働条約が戦時中の国民労働力動員を強制労働の例外と規定しているため、佐渡金山の労務動員は同条約に違反しないことが示される。また、佐渡金山に渡った韓国人の多くが肺結核などの後遺症を主張するが、塵肺は少なくとも5～6年以上の坑内作業後に発症するものであり、『特高月報』に記録された2件の逃亡事件はより良い事業所を求めたもので、逃亡に必要な現金を保有していたこと、「煙草配給名簿」には契約更新せずに帰国した事例が見られることが提示される。

第6章「歪曲された三井三池炭鉱の真実」では、三池炭鉱万田坑の「労務者名簿」が分析される。従来の研究では、同文書に記録された未払金を終戦後に帰還した「終戦解雇者」に対する未払い賃金と貯金と主張してきたが、著者はその大部分が終戦前の逃亡者によるものであり、終戦解雇者の分はわずかであることを明らかにする。さらに、解雇者に支給された多額の退職金と慰労金の情報が含まれているにもかかわらず、強制労働論者がこれを事実上隠蔽してきたと指摘する。

最後に、本書全体に対する評者の見解を述べる。第一に、戦争の被害、すなわち戦争に起因する不可避な強制性を認めることに対して著者が消極的である点である。被害の責任が根本的には朝鮮を日本の植民地とした歴史的経緯にあるとしても、徴用によって望まず日本に渡った朝鮮人が存在したことは明白な事実である。これは、彼らが日本への渡航を通じて近代的労働や新文明を経験したという肯定的効果があるにもかかわらず、依然として事実である。本書の焦点が「強制連行」「強制労働」説への反論に集中したため、このような事実を十分に扱う余裕がなかった可能性がある。日本人に比して高い朝鮮人の死亡率—強制連行・強制労働を主張する者にとって重要な論点—に著者が言及しなかったのもそのためかもしれない。これは人為的な民族差別の結果ではなく、朝鮮人が若年層中心で坑内作業に従事し、炭鉱や鉱山労働の経験が不足していたことに起因すると考えられる。

「強制連行」「強制労働」説の批判に集中した結果、戦争による強制性が十分に扱われていないことは、契約期間延長に関する記述からも確認される。著者は、契約期間を延長せずに帰国した朝鮮人の存在を根拠にその強制性を否定しようとするが、それだけでは「強制労働」説への有効な反論とはなりにくい。職場無断離脱（逃亡）が30～40%に達する一方、逃亡しなかった人の中で契約期間を延長せずに帰国した者の割合は1～2割に

過ぎず、残りの8～9割は何らかの形で契約期間を延長した。この背景には企業側の強権が存在し、各種貯金や積立金はその手段として機能したと考えられる。移動の自由については、家族の危篤や死亡、本人の結婚などのやむを得ない事情で一時帰鮮が認められた点が重要である。著者が指摘するように、一時帰鮮後に事業所に戻るケースは極めて少なかったが、企業はこれを許可していた。このように一時帰鮮を認めつつ契約更新を強要した事実は、戦時状況による必然性に起因するものであり、その原因を指摘するならば、契約延長の強要を否定する必要はないと評者は考える。

第二に、朝鮮人に対する差別の問題である。著者は「当時、朝鮮人は警戒すべき異質な存在ではなく、半島から渡ってきた貴重な労働力であった」と主張し、評者も特に日本政府や企業の観点からはその通りだと同意する。しかし、日本人労働者と共同で作業する職場や、日常的に日本人と接する生活場面においても同様であったかは疑問である。戦時状況下で政府や企業が差別を抑制し、制度的・組織的差別が軽減されたとしても、日常的な差別は残存していたのではないか。これは第一の指摘と同様、著者が「強制連行」「強制労働」説への反論に過度に注力した結果である可能性がある。戦争によって朝鮮人差別がむしろ軽減されるという皮肉な現象に注目しつつ、底流に残る差別の存在を認めることで、朝鮮人戦時労働者に関する、より立体的な歴史像を構築できるのではないだろうか。

書評という負担の中で、上述の二つの指摘を行ったが、もしそれが本書を読む読者に否定的な影響を及ぼすならば、それはひとえに評者の責任である。本書は新史料の発掘と分析を含むだけでなく、朝鮮人戦時労働者に関する通説である「強制連行」「強制労働」説への反論として、現段階の研究水準を示すものと言える。